

国際希少野生動植物種に係る製品の認定

制度所管部局：自然環境局野生生物課

1. 制度の概要

適正に入手された原材料器官等を原材料として製造された製品である旨の認定(標章の交付)の事務

2. 登録基準

法第33条の8第3項 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

法第33条の8第4項 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法 に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

- ニ 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定国際種事業(前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。)を行う者がその親会社であること。
- ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者(過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。)があること。

3. 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成22年10月1日現在)

(1)料金

製品1個当たり60円

(2)積算根拠

在庫量等の調査結果を踏まえて認定が行われる件数を推計し、登録事務に要する人件費、物件費等のコストを賄うことができる水準

4. 当該試験・検査を行う公益法人(平成22年10月1日現在)

法人等の名称	財団法人自然環境研究センター
法人の連絡先	東京都台東区下谷 3-10-10 Tel:03-5824-0960
登録の時期	平成 16 年 1 月 20 日
登録の理由	法第 33 条の8第2項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

5. 登録基準に係る問合せ等の概要

特にありません。